

熊谷市指定喫煙所使用制限申請書

年 月 日

熊谷市長 小林 哲也 宛

1 対象の 指定喫煙所 (いずれかに○)	(1) 熊谷駅北口喫煙所 (2) 熊谷駅南口喫煙所 (3) 星川通り沿い喫煙所 (東) (4) 星川通り沿い喫煙所 (西) (5) 籠原駅北口喫煙所 (6) 籠原駅南口喫煙所
2 使用制限 期間	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
3 イベント等の名称	
4 イベント等の 開催期間	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
5 留意事項	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例に関わる指定喫煙所の使用制限要綱（抜すい） 第 8 条 申請者は、故意又は過失により指定喫煙所を破損させたときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。 2 市長は、前項の場合において、申請者に故意または重大な過失があると認めるときは、申請者に損害に対する費用を負担させることができる。 3 申請者による指定喫煙所の使用制限において、申請者の故意または過失により申請者又は第三者に損害を生じても、市長は、その責めを負わない。 4 申請者は、申請のあった期間外に使用制限を行ってはならない。 5 申請者は、使用制限の終了後、原状復帰を行わなければならない。
熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例に関わる指定喫煙所の使用制限要綱第 4 条の規定に基づき、上記留意事項を遵守し指定喫煙所の使用制限を申請します。 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____	